

## 10. 形態が変化するものの場合

形態変化玩具のように、各部を動かして全体を異なる形態に変化（可逆性がある変化）することがその物品の属性であるものについて、その変化の前後にわたる形態について意匠登録を受けようとする場合は、変化の前後の形態を表すことが必要であり、又、必要に応じ変化途中の形態を表します。

- ① どの状態を変化前の形態とするかの制約はありません。
- ② 変化前の「一組の6面図」等に加え、変化後の形態全体の特定に必要な図を記載します。（変化後の形態全体の特定において、変化前の図によって特定できる形態の部分等のみを表す図については、不可欠な図ではありません。）
- ③ 変化途中の形態については、変化する属性があること、及び変化の仕方が理解できればよいので、その範囲で、必要に応じた図を追加することで足够了。

〔図 3.10-1〕形態が変化するものを表した例

